

令和7年度 いじめ・不登校の状況

1 いじめの状況（令和8年3月31日現在）

(1) いじめの認知件数

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	小計	合計
男子	2	5	0	7	9	4	27	3	6	1	10	37
女子	0	1	0	2	3	1	7	6	4	0	10	17
合計	2	6	0	9	12	5	34	9	10	1	20	54

(2) 各月の認知件数

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度			
			いじめの深度			合計
			レベル 1	レベル 2	レベル 3	
4 月	13	9	5	2	0	7
5 月	21	11	4	0	0	4
6 月	23	16	3	2	2	7
7 月	9	31	2	1	0	3
8 月	5	0	0	0	1	1
9 月	11	6	4	3	2	9
10 月	12	4	3	4	1	8
11 月	9	20	0	4	0	4
12 月	6	10	3	2	2	7
1 月	13	1	0	2	0	2
2 月	10	8	1	1	0	2
3 月	5	15	0	0	0	0
合 計	137	131	25	21	8	54

※いじめの深度の説明 レベル1…いじめの行為が止んでいる

レベル2…いじめの行為が継続している又は再発の可能性がある

レベル3…重大事態に発展する可能性がある

(3) いじめの対応状況

	件数	内訳	
		解消	取組中
令和7年度以前からの継続事案分	46	21	25
令和7年度の認知件数分	54	20	34
合計	100	41	59

(4) 年間いじめ認知件数（過去7年間）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	37	44	100	70	62	49	34
中学校	11	11	16	30	75	82	20
合計	48	55	116	100	137	131	54

(5) いじめの内容別件数（過去3年間）

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	64	84	32
仲間はずれ、集団による無視をされる	8	13	11
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	23	11	8
ひどくぶつかられたり叩かれたり、蹴られたりする	12	20	7
金品をたかられる	1	0	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	7	1	2
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	41	35	14
パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる	11	6	7
その他	0	0	0
合 計	167	170	81

- ・ いじめの認知件数をその内容に応じて、複数に分類整理しているため、いじめ認知件数の合計といじめの内容別件数の合計は一致しない（令和元年度より）。
- ・ 区分は、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）に基づく。

2 不登校の状況（令和8年3月31日現在）（病気、経済的、その他の理由による欠席を除く。）

(1) 不登校の児童生徒数

欠席日数が合計 30 日以上の児童生徒

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	小計	中1	中2	中3	小計	合計
男子	0	0	1	3	1	2	7	5	10	9	24	31
女子	0	0	0	1	1	0	2	7	11	2	20	22
合計	0	0	1	4	2	2	9	12	21	11	44	53

(2) 年間不登校の児童生徒数（過去7年間）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	3	6	11	15	16	23	9
中学校	20	28	34	34	56	61	44
合計	23	34	45	49	72	84	53

(3) 不登校の要因

	区 分	主たる要因	主たる以外の要因
人間関係	①いじめ	0	0
	②いじめを除く友人関係をめぐる問題	1	1
	③教職員との関係をめぐる問題	0	0
学習	④学業の不振	0	3
	⑤進路に係る不安	1	0
学校生活	⑥クラブ活動・部活動等への不適応	0	0
	⑦学校のきまり等をめぐる問題	0	0
	⑧入学・転編入学・進級時の不適応	1	0
家庭	⑨家庭の生活環境の急激な変化	1	0
	⑩親子の関わり方	4	6
	⑪家庭内の不和	2	0
	⑫生活リズムの乱れ・あそび・非行	7	3
その他	⑬無気力・不安	33	8
	⑭①～⑬に該当なし	6	0
	合 計	56	21

- ・「不登校」の要因について、主たるものを1つ選択する。主たるもの以外で当てはまるものがある場合は、一人につき2つまで選択する。
- ・学級担任など当該児童生徒の状況を最も把握することのできる教職員が、本人や保護者の意見を踏まえ、スクールカウンセラー等の専門家を交えたアセスメントを行った上で記入する。

3 教育委員会のいじめ及び不登校への取組

- (1) 担当指導主事による学校訪問及び各中学校区校長会への参加
 - ・ 学校訪問等を通じた、児童生徒の観察や管理職への指導・助言等
- (2) 生徒指導支援員（4名）の配置
 - ・ 定期的に学校を訪問（週1日程度）し、児童生徒の観察や教職員への指導、助言等
- (3) スクールソーシャルワーカー（1名）の配置
 - ・ 関係機関との連携・調整を行い、児童生徒への支援体制のコーディネート等
- (4) 教育相談センターによる相談及び支援
 - ①相談員（9名）による支援
 - ・ 児童生徒や保護者の悩みを聞き、学校と連携して相談内容に応じた支援等

<令和7年度 教育相談の内容と件数>

相談内容	小学生	中学生	教員・保護者	合計
いじめ	4	13	43	60
不登校	179	1,164	1,278	2,621
いじめを除く友人関係	215	244	310	769
教職員との関係	15	19	67	101
学業・進路	253	479	478	1,210
家庭	75	112	324	511
合 計	741	2,031	2,500	5,272

<令和5年度・令和6年度 教育相談件数>

	小学生	中学生	教員・保護者	合計
令和5年度	771	1,852	2,448	5,071
令和6年度	645	1,773	2,589	5,007

②適応指導教室（ひすいルーム・のうルーム）での支援

- ・ 不登校児童生徒への居場所の提供や学習支援等を通し、学校復帰も含めた社会的自立をするための支援

（5）SSR（スペシャルサポートルーム）※の設置

- ・ 4中学校に設置
- ・ 居場所の提供や学習支援を通し、学級復帰も含めた社会的自立をするための支援

※SSR（スペシャルサポートルーム）とは、自分の学級に入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる学校内の環境

（6）いじめ問題への対応や学級づくりに特化した実践的研修の実施

- ・ 教頭、生活指導担当者を対象とした生徒指導研修
- ・ 学級づくり研修
- ・ 人権教育、部落問題学習研修
- ・ 4中学校生徒指導連絡会での情報共有、行動連携

（7）「結の会（多様な学び方について語る親の会）」の開催

- ・ 毎月1回、第3土曜日の14:00～16:00、糸魚川地区公民館で開催
- ・ スタッフ（指導主事、若者サポートセンタースタッフ、教育相談員）との話し合い等を通じた保護者支援

（8）若者サポートセンターの開設

- ・ 毎週水・木・日曜日の10:00～15:00、糸魚川地区公民館で開設
- ・ 若者の居場所づくりや悩み事相談等を通し、社会的自立につなげるための支援

4 課題

(1) いじめ

- ① より複雑化しているいじめ事案に適切に対応するための職員の専門性
- ② 児童生徒やその保護者が気軽に相談できる相談機関
- ③ 幼稚園（保育園）から高校までの切れ目のない支援

(2) 不登校

- ① S S R の環境整備や職員配置
- ② 児童生徒やその保護者が気軽に相談できる相談機関
- ③ 児童生徒の自立に向けた学校と適応指導教室やその他関係機関との連携

5 対策

(1) いじめ

- ① いじめ対策専門チームの設置
- ② 相談機関等を取りまとめたリーフレットによる周知
- ③ 小中高生徒指導連絡会の定期開催
- ④ 幼保小の懸け橋プログラム※のカリキュラム作成

※幼保小の懸け橋プログラムとは、5歳児と小学校1年生までの2年間で「架け橋期」と位置づけ、幼稚園・保育園と小学校が一体となって子どもの学びや生活をつなぐためのカリキュラムや協働の仕組み

(2) 不登校

- ① S S R 等へのエアコン設置や教室の間仕切りなどの環境整備及び配置職員の確保
- ② 教育相談センター及び適応指導教室ひすいルームの環境整備及び体制の拡充